**データプレミアム格付け認証・登録合意書**

（申請者名）　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と一般財団法人 格付けジャパン研究機構（以下「乙」という。）とは、データプレミアム格付け認証制度に基づく認証・登録業務に関して、次のとおり合意する。

**（商品）**

**第１条**認証・登録を受けようとする商品

１）名称:

**（適用）**

**第２条**　本合意は、本合意書第１条の認証・登録を受けようとする商品及びサービス（以下、「商品等」という。）に係る、審査、認証、登録、並びに認証・登録の維持及び管理に適用される。

**（実施要領及び認証マーク使用規程の遵守）**

**第３条**　甲は、乙の定めた「データプレミアム格付け認証・登録 実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「データプレミアム格付け認証・登録マーク使用規定」（以下「認証マーク使用規程」という。）を承諾し、これを遵守する。

２　本合意書に定めのない事項は、実施要領及び認証マーク使用規程による。ただし、実施要領又は認証マーク使用規程の改変により本合意と実施要領又は認証マーク使用規程の内容が異なるに至った場合は、改変後の実施要領又は認証マーク使用規程が優先して適用される。

**（機密保持）**

**第４条**　乙は、甲が既に公開している企業情報、乙がホームページ等で公開する認証・登録関連情報を除き、本合意書第２条に規定の事項に係り知り得た公知でない情報及び入手した業務に関する公知でない情報について、管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、第三者に開示しない。ただし、法的要請による場合には、甲に事前に通知のうえ、情報を開示する。

２　前項に規定する乙の対応は、認証・登録の期間の終了後、又は本合意書第９条に規定する取下げ若しくは本合意書第１０条に規定する取消しの後も継続する。

**（反社会的勢力に該当しないことの保証）**

**第５条**　甲乙双方は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、反社会的勢力共生者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、且つ、将来に渡っても反社会的勢力に該当しないことを保証する。

２　甲が前項に違反した場合、乙は催告等の手続をすることなく、甲の認証・登録の申請の不受理、審査における不適合の判断、又は本合意書第１０条の取消理由の（５）による認証・登録の取消しをすることができる。

**（審査料及び認証・登録料）**

**第６条**　乙は実施要領に定める審査料及び実証費用並びに認証・登録料を甲に請求する。

２　甲から乙に一度支払われた審査料及び実証費用並びに認証・登録料は、理由を問わず返却しない。したがって、審査の結果登録に至らなかった場合も当該審査に係る審査料及び実証費用は甲に返却されない。

**（協力義務）**

**第７条**　甲は、乙の行う審査に際し真実且つ正確な資料・情報を提出するなどして乙に協力する。審査で現地調査を行う場合、１）施設への立ち入り、２）文書の調査、３）記録の閲覧、４）機器・設備の調査、５）関連要員への接触等について、便宜を供与する。

２　甲は、本合意書第９条に規定の認証・登録の取消しに当たり、乙が行う調査に協力する。また、甲は、前記の認証・登録の取消しの他、乙が甲やそのデータプレミアム格付け認証・登録の登録商品等（以下「登録商品等」という。）について調査を行う場合、これに協力する。

**（認証・登録証及び認証マークの使用）**

**第８条**　甲は、次の各号の条件のもと、認証・登録証を掲示し、乙のデータプレミアム格付け認証・登録マーク（以下「認証マーク」という。）を使用することができる。

（１）認証マークに係る商標権、著作権は乙に属し、甲は乙の許諾に基づき認証マークを使用する。

（２）甲は、認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾することはできない。

（３）認証マークの使用に当たっては、登録商品自体又はその包装における使用ができる。また、登録商品等の広告における使用ができる。

（４）認証マークの使用については、前各号のほか、乙が別途定める「データプレミアム格付け認証・登録マーク使用の手引」を遵守する。

**（認証・登録の自己都合による取消し）**

**第９条**　甲は、書面にて乙に通知することにより、自己の都合によって、認証・登録を取消すことができる。

２　前項の取消しを行った場合には、甲は認証マークの使用を速やかに中止するとともに、乙に認証・登録証を返却する。

３　第１項の取消しを行った場合であっても、乙は既納の審査料及びデータプレミアム格付け認証・登録料の返却はしない。

**（認証・登録の取消し）**

**第１０条**　甲又はその登録商品等に関し、以下の（１）～（１１）の取消理由のいずれかに該当することが明らかになった場合、乙は、甲の登録商品等に係る認証・登録を取消すことができる。

（１）審査の申請書類に虚偽の記載があること又はけ学的エビデンスに偽装があることが判明した場合。

（２）甲が実施要領第３条第３－１項に規定の申請者の要件を満たさなくなった場合。

（３）登録商品等が実施要領第３条第３－２項に規定の認証・登録基準に不適合となった場合。

（４）甲において、当該登録商品等に係る事業の継続が困難となった場合。

（５）甲が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れがあると想定される場合。

（６）甲の社会的信用が著しく低下した場合。

（７）実施要領第１０条の規定に反し、認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾したことが判明した場合。

（８）登録商品等の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際し、故意又は過失により、認証マークに化体する信用を著しく毀損させた場合。

（９）その他実施要領のいずれかの条項に違反した場合。

（１０）その他本合意のいずれかの条項に違反した場合。

（１１）その他登録商品等の製造、販売、提供の継続が不適当であると乙が認めた場合。

２　甲は、前項に規定の取消理由を克服したうえで、その登録の取消しの日から１８０日を経過した後に、当該登録を取消された商品等と同一の商品等について再度の認証・登録の申請を行うことができる。

３　第１項の取消しが行われた場合には、甲は認証マークの使用を速やかに中止するとともに、乙に認証・登録証を返却する。

４　甲が第１項の取消しを受けた場合であっても、乙は既納の審査料、実証費用及びデータプレミアム格付け認証・登録料の返却はしない。

５　乙は、第１項の認証・登録の取消しに係り、当該認証・登録の一時停止を行うことができる。

６　前項の一時停止が行われた場合には、甲は、その間、認証マークの使用を一時停止する。

**（非保証・免責事項）**

第１１条　乙は、甲の登録商品等について、その生産地、提供場所、質その他の登録内容の保証責任を負わない。特に乙は、登録商品等における、科学的エビデンスの再現性について保証責任を負わない。

２　乙は、甲の認証・登録の申請に対して申請者が申告した申請内容及び認証・登録を行った内容について、正確性、適法性、合目的性を保証しない。

３　乙は、甲が認証・登録を受けたことに基づき認証マークの使用を行うこと、認証・登録を受けたことを商品等に表記すること及びその広告に使用することが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証しない。

**（損害賠償等）**

**第１２条**　乙は、甲からの認証・登録の申請に基づき本制度により認証・登録を行ったこと、又は、認証・登録の申請に対して認証・登録を行わなかったことに起因して、甲に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

２　甲の登録商品等に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に関する責任、並びに、品質及び安全性に関する責任は、甲が負うものとし、乙は一切の責任を負わない。

３　甲は、登録商品等の欠陥・瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、乙に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

４　甲は、登録商品等の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際して故意又は過失により乙に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を乙に賠償しなければならない。また、甲は、認証マークを自らの責任おいて使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、乙は一切の責任を負わない。

５　乙は、甲が前三項に違反する場合、甲に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができる。

６　甲は、甲の登録商品等に係り認証マークの権利を侵害すると認められる者に対して、乙が必要な措置を行うよう命ずるとともに法的措置をとることを認める。

**（異議及び苦情の申し出）**

**第１３条**　乙は、審査に係る判断やその内容等について、甲からの異議又は苦情等を一切受け付けない。ただし、審査の結果により不適合となった場合であっても、甲は、不適合理由を克服したうえで、再度の認証・登録の申請が可能とする。

２　乙は、データプレミアム格付け認証・登録の取消しについて、甲からの異議又は苦情等を一切受け付けない。ただし、データプレミアム格付け認証・登録が取消された場合であっても、甲は、当該認証・登録の取消し理由を克服したうえで、認証・登録の取消しの日から１８０日を経過後に、当該登録商品等と同一の商品について、再度の認証・登録の申請が可能とする。

**（制度の変更）**

**第１４条**　乙は、データプレミアム格付け認証制度の主要な事項が変更された場合には、その都度、遅滞なく甲に通知する。

**（合意期間）**

**第１５条**　本合意は、本合意書第４条第１項に規定の機密保持を除き、認証・登録に係る有効期限まで有効とする。ただし、本合意書第８条の認証・登録の自己都合による取消し又は第９条の認証・登録の取消しにより認証・登録が失効したときは、本合意書第４条第１項に規定の機密保持を除き、本合意も同時に失効する。

**（管轄裁判所等）**

**第１６条**　甲及び乙は、本合意に関して訴訟を提起する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

**（協議）**

**第１７条**　その他、本合意に疑義が発生した場合、又は、定めがない事項については、甲乙双方誠意をもって協議し解決する。

本合意書締結の証として本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

２０１９年　　月　　日

甲：

 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　印

乙：東京都千代田区内幸町1-3-1　幸ビル９F

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

代表理事　蓮沼　肇　　　　　　　　　　　　　印